



館山市民憲章

青い海。

あざやかな緑。

すなおな人がら。

わたくしたちはこの恵まれた郷土を愛し、
清新な希望とたくましい発展を求めて、ここに、
市民憲章を定めます。

わたくしたち館山市民は

1. みんなで体力づくりにはげみましょう。

1. なごやかで明るい家庭をつくりましょう。

1. たがいにきまりを守りましょう。

1. すすんで親切をつくしましょう。

1. 力をあわせて豊かな郷土を築きましょう。

みわたす限り緑の原に、黄色のブルドーザーが現れたかと思うと、たちまちそこへ工場が立ちならぶ、なんとすればやい世の中だらうか、そしてその中に働く人々たちは、仕事が細分化され、単調なくなり返しの仕事に、ノイローゼを起こすものがいるとか、しかししばらくの間は、わたしたちの生活を豊かにしてくれ、よろこばしいことで、このようにようこびと不安が一しょに来る現状から、個人生活や家庭生活、大きく社会生活をきりになつて来たのです。このことに、何か心のよりどころがほしいという声がしきりになつて、一段と飛躍するときには、大へん意義のあることです。市民ひとりひとりが、自分のものとし、実践していくことによって、心ののりでなければなりません。しかし市民憲章は、誰かがつくり、市民の皆さんへおしつけるものであってはならないものですから、作成には各層の代表者一五〇名の方があたにおねがいして、長期にわたって、取り組んでいたのです。また、起草委員会をもうけられ、あげてくださいました。

市民憲章は参考にし、市議会全員協議会で承認され発表されたただけです。見ればすぐわかるように、親しみ易い、ひとりひとりのものになり易い、わかり易い、実行し易いよう現われました。

前文に館山市が市民憲章を定める意義と理由がこめられ、五つの主文からなっています。一つ一つには実践内容がふくまれ、これごとに実践してゆけるものと思います。

今後市民憲章普及協議会(仮称)が発足して実践普及の研究し、市ぐるみで、館山市民みなさんの伝統とともにいえる、そ市民ひとりひとりが自由に考え、自由に自分るものとして、実践してゆけるものと思われます。

現代の強者は広く深い知識と社会のルールの中を正々堂々と生き抜く力をして新しい時代に変つても人間らしさを失わない努力をしよう、となる。そんなおなじ人柄、そして恵まれた自然を生かし、どんな時代にあっても人間らしさを失わない努力をしよう、となる。そこなった人格の中を、その勝利者となるかも知れません。協力は強力となるのでしようか。

さあみんなで実行しましょう。

自由に自分のものにしようこの憲章

